

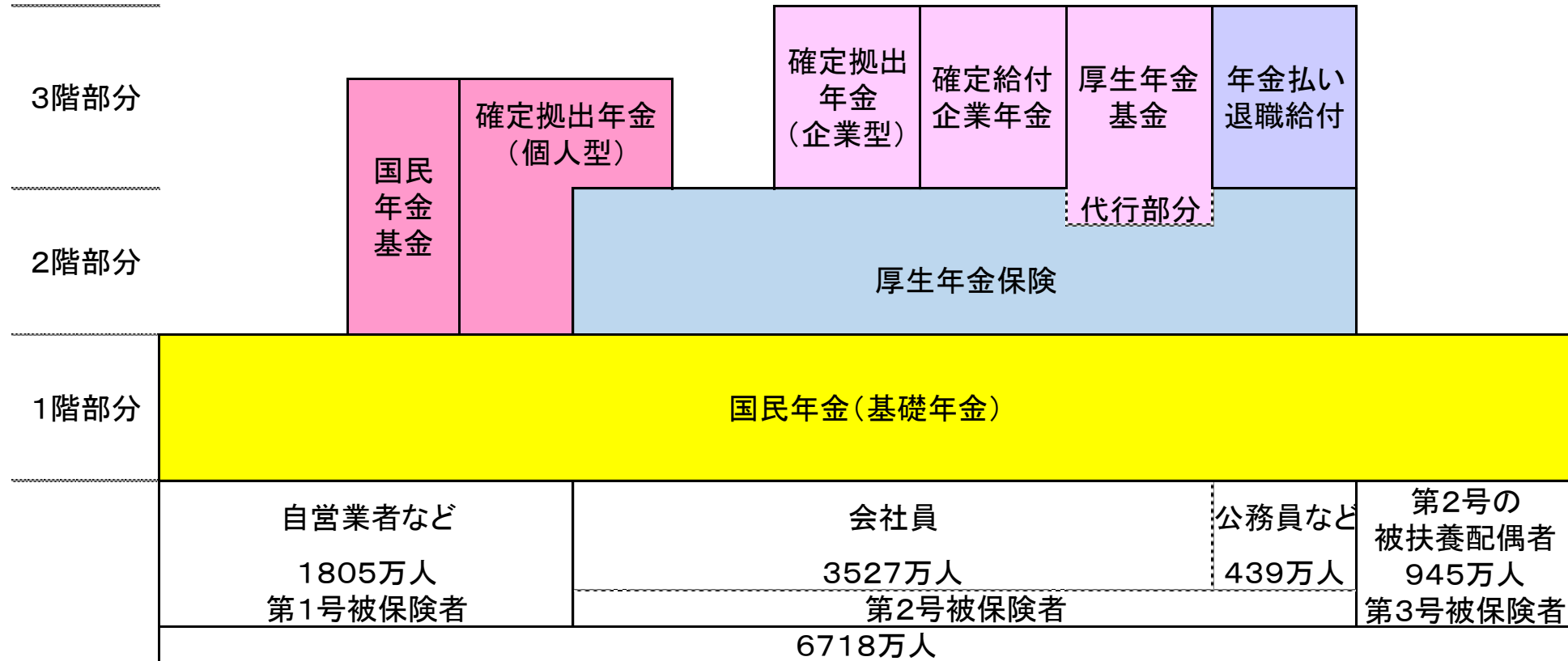
年金について  
個人事業者が知っておきたい  
3つのこと



年金研究所コンシリウス

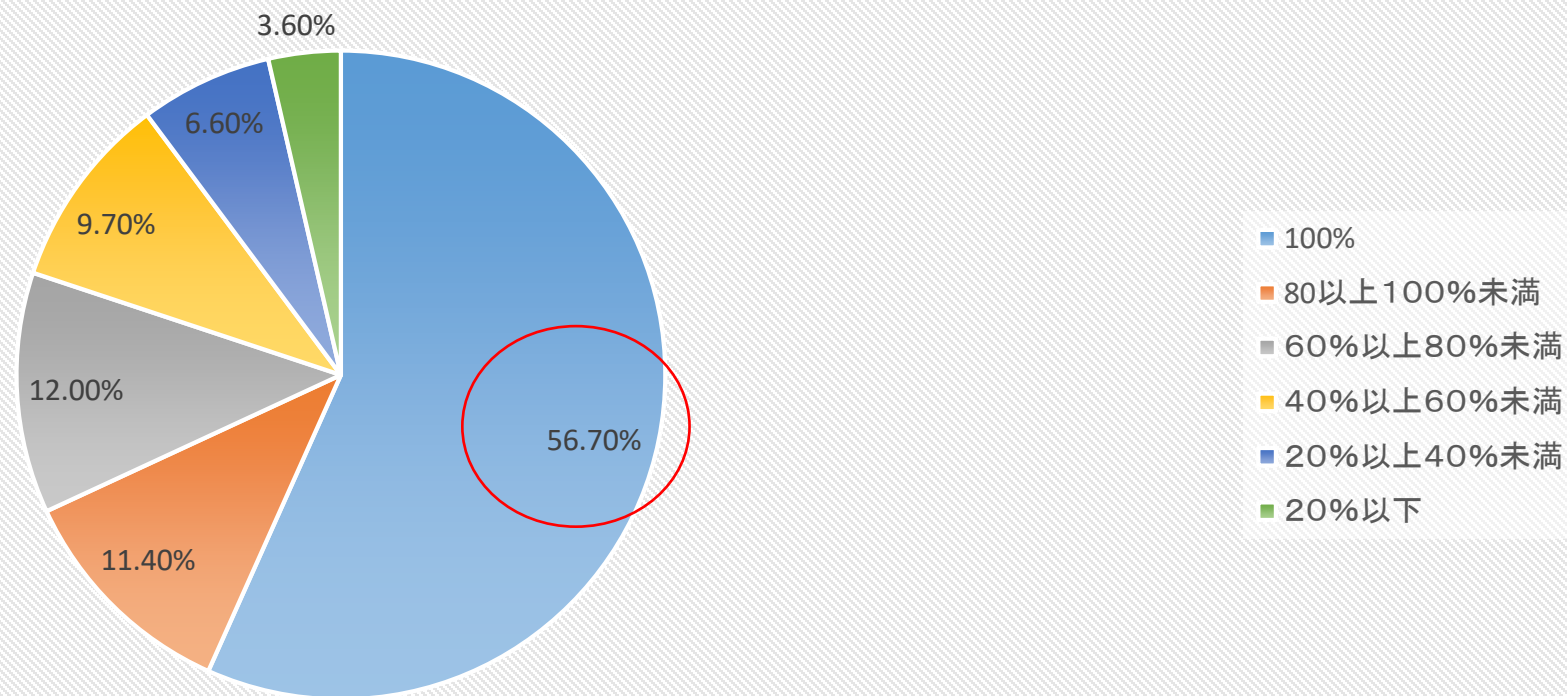
[www.kinyuchishiki.jp](http://www.kinyuchishiki.jp)

# <年金制度のしくみ>



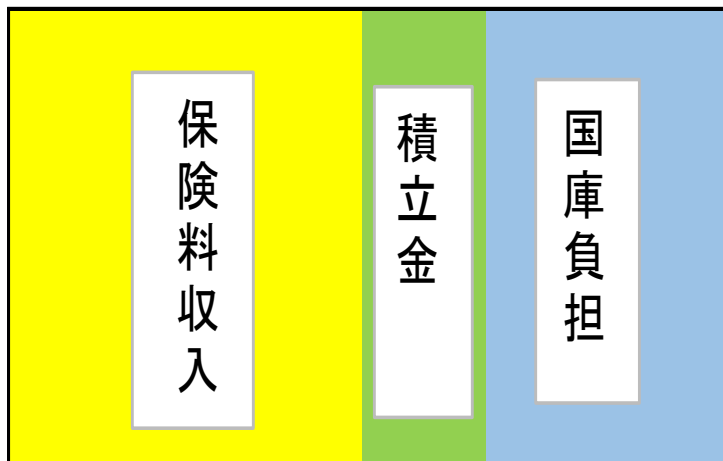
# <高齢世帯と公的年金>

高齢世帯総所得に占める公的年金の割合



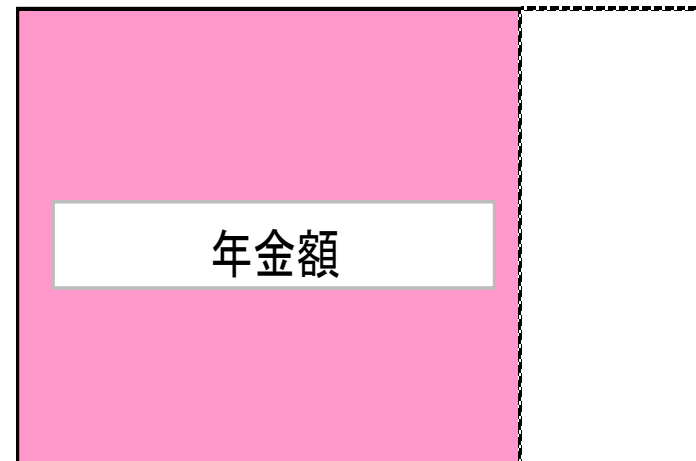
# < 公的年金は減少する？ >

財源



現役世代の負担を固定

支給額

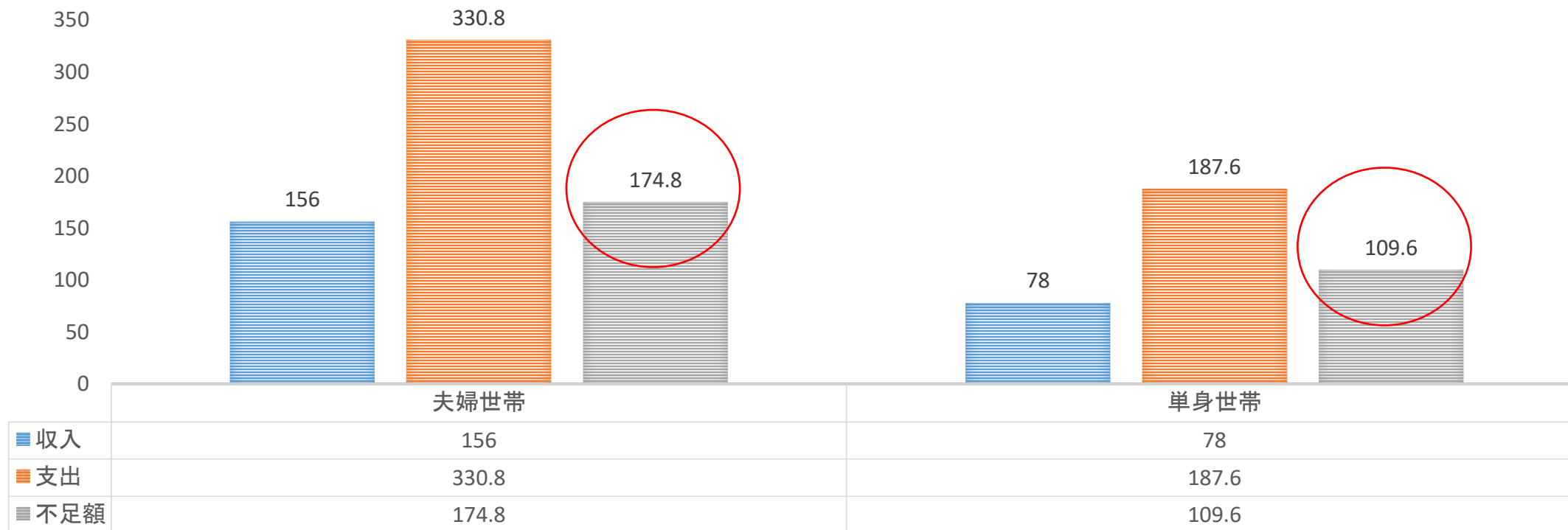


受給者の年金額を調整

# <自営業者が仕事をやめたら>

## 高齢無職世帯の家計収支(年間/万円)

■ 収入 ■ 支出 ■ 不足額



# < 国民年金の受け取り額を増やす >

制度	内容
後納制度	<ul style="list-style-type: none"><li>・過去5年以内の未納分を納付が可能(平成27年10月～30年9月までの特例、古い期間分から充当)</li><li>・1か月分の保険料15740円を納付すると、年金額が1625円/年増加</li><li>・過去3年以前の納付保険料は、当時の保険料に一定額を加算される 平成23年分15740円(15020円)、24年分15430円(14980円)、25年分15250円(15040円)</li></ul>
追納制度	<ul style="list-style-type: none"><li>・過去10年以内の免除期間等について、追納が可能(古い期間分から充当)。</li><li>・過去3年以前の納付保険料は、当時の保険料に一定額を加算される(下記は全額免除だった場合の例) 平成23年分15280円(15020円)、24年分15130円(14980円)、25年分15100円(15040円)</li></ul>
任意加入制度	<ul style="list-style-type: none"><li>・60歳までに老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない場合 ⇒ 70歳まで任意加入可能</li><li>・納付期間が480か月に満たないために満額受給できない場合 ⇒ 65歳まで任意加入可能</li></ul>
付加保険料 (付加年金)	<ul style="list-style-type: none"><li>・納付できるのは、第1号被保険者または任意加入被保険者(65歳以上の被保険者除く)</li><li>・付加保険料は、月額400円(年間4800円)</li><li>・付加年金は、年額200円×付加保険料納付月数 (定額のため物価スライドによる増減額はありません) (例)付加保険料480か月納付400×480=192000円 付加年金の年額 200×480=96000円 ⇒2年でモトがとれる</li></ul>

# <自分で作る年金>

利用可能な制度・商品	掛金と所得控除
付加年金(付加保険料)	・掛金月額400円(年間4800円が社会保険料控除の対象)
国民年金基金	・掛金月額6.8万円まで(確定拠出年金の掛金拠出がある場合は合算で6.8万円まで) ・拠出した掛金は全額、社会保険料控除の対象 ・付加年金が含まれるので、別途付加保険料の納付はできない
確定拠出年金(個人型)	・掛金月額6.8万円まで(国民年金基金、付加保険料の拠出がある場合は合算で) ・拠出した掛金は全額、小規模企業共済等掛金控除の対象
小規模企業共済	・掛金月額7万円まで ・拠出した掛金は全額、小規模企業共済等掛金控除の対象
個人年金保険等	・保険料が生命保険料控除の対象 ・所得税は年間4万円まで、住民税は年間2.8万円まで

# < 国民年金基金 >

	内容
加入資格	<ul style="list-style-type: none"><li>・20歳以上60歳未満の第1号被保険者</li><li>・60歳以上65歳未満で、国民年金の任意加入被保険者</li><li>・国民年金保険料を免除されている人、農業者年金の被保険者は加入不可</li><li>・法定免除の人(障害基礎年金を受給している人)は加入可能</li></ul>
掛金	<ul style="list-style-type: none"><li>・掛金は加入時の年齢、性別、選択する給付パターン、口数によって決まり、払込終了まで一定</li><li>・掛金の上限は月額68000円(個人型確定拠出年金と合算で)、全額社会保険料控除の対象</li><li>・1口目に付加年金を含む</li></ul>
給付	<ul style="list-style-type: none"><li>・給付パターンは、終身年金(A型、B型)、確定年金(I～V)の7種類</li><li>・老齢年金は、加入時年齢と加入口数で金額が決まり、公的年金等の雑所得扱い</li><li>・遺族一時金は、加入者が死亡した場合に支給され、全額非課税 ただしB型(保証期間なし)のみ加入の場合は、1万円の遺族一時金だけが支払われる</li></ul>
事業概況(平26年度)	<ul style="list-style-type: none"><li>・加入者約45万人、平均の加入時年齢43.3歳、加入口数4.5口、掛金1口目1.09万円、2口目以降1.25万円</li><li>・受給者 1口目約46万人、平均の年金年額17.0万円、2口目以降約26万人、平均の年金年額30.3万円</li></ul>
年金財政(平26年度)	<ul style="list-style-type: none"><li>・責任準備金4兆6544億円、純資産4兆1364億円、積立不足5180億円</li></ul>



# <小規模企業共済>

	内容
加入資格	<ul style="list-style-type: none"><li>・個人事業者または会社役員 建設、製造、運輸、不動産、サービス(宿泊・娯楽)、農業は、常時使用する従業員が20人以下の場合のみ 商業(卸売・小売)、サービス(宿泊・娯楽除く)は、常時使用する従業員が5人以下の場合のみ</li><li>・上記に該当する個人事業主の共同経営者(個人事業主1人につき2人まで)</li><li>・協同組合、医療法人、学校法人、社会福祉法人等営利を目的としない法人の役員は加入不可</li></ul>
掛金	<ul style="list-style-type: none"><li>・月額1000円～70000円まで(500円単位、掛金は全額小規模企業共済等掛金控除の対象)</li><li>・原則掛金の払込みを止めることはできない。掛金の減額は可能</li></ul>
共済金等の受取り	<ul style="list-style-type: none"><li>・事由に応じて共済金(解約手当金)を受け取れる(一括受取り、分割受取り、併用が可能)</li><li>・一括受取りは退職所得扱い、分割受取りは公的年金等の雑所得扱い、解約手当金は一時所得扱い (共済金A)個人事業を廃業した場合、法人を解散した場合など (共済金B)老齢給付(65歳以上で180か月以上掛金を払い込んだ人)など (解約手当金)任意解約、機構解約(掛金1年以上滞納)。掛金を下回ることがあり、掛金納付1年未満は受取れない</li></ul>
事業概況(平26年度)	<ul style="list-style-type: none"><li>・在籍件数約161万件、運用資産残高8兆7000億円</li><li>・受給状況 共済金4.6万件、5300億円、解約手当金9000件312億円</li></ul>

# <個人型確定拠出年金>

項目	内容
プランの選択	<ul style="list-style-type: none"><li>・個人型確定拠出年金は、国民年金基金連合会の委託を受けた銀行、信託銀行、証券会社、保険会社、損害保険会社などで取り扱っており、どこでも自由に加入可能</li><li>・金融機関等によりプランの内容(運用のために提示される商品、手数料)が異なる</li></ul>
加入資格	<ul style="list-style-type: none"><li>・自営業者など(第1号被保険者)および企業年金のない会社員(第2号被保険者)</li><li>・企業年金のある会社員、公務員、第3号被保険者は加入不可 ただし、改正法が成立すれば、平成29年よりすべての人が加入できるようになる</li></ul>
掛金	<ul style="list-style-type: none"><li>・自営業者などは月額6.8万円(年間81.6万円)が掛金の上限</li><li>・企業年金のない会社員は月額2.3万円(年間27.6万円)が掛金の上限</li><li>・掛金は全額所得控除(小規模企業共済等掛金控除)の対象</li></ul>
老齢給付金の受給	<ul style="list-style-type: none"><li>・原則60歳から受給(60歳以降も運用継続は可能だが、70歳までには受給開始)</li></ul>
障害給付金の受給	<ul style="list-style-type: none"><li>・障害給付金は、傷病の初診日から1年6か月を経過したときに、障害基礎年金の1級または2級に相当する高度障害者である場合、請求により受け取ることができる</li></ul>
死亡一時金の受給	<ul style="list-style-type: none"><li>・死亡一時金は、加入者が死亡したときに遺族が一時金として受け取ることができる</li></ul>

# <個人型確定拠出年金の特徴>

加入者の手続き	内容	関係する税金の優遇措置
掛金を積み立てる (掛金拠出)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月一定の掛金を積み立て</li> <li>・掛金は年1回だけ変更が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掛金は全額所得控除の対象 (小規模企業共済等掛金控除)</li> </ul>
掛金を運用して 増やす (運用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提示される運用商品(預金、保険、投資信託)から、加入者が商品と購入割合を選択</li> <li>・購入する商品と購入割合の変更、購入済み商品の変更は、いつでも何回でも可能</li> <li>・投資信託の販売手数料はない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運用収益は非課税</li> <li>・積立てた資産には特別法人税がかかるが、現在凍結中</li> </ul>
掛金と運用収益の 合計金額を原資として 受給する (受給)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老齢給付金 原則60歳以降に受給。年金、一時金、年金と一時金の併用可能</li> <li>・障害給付金 所定の障害状態になったとき受給。年金、一時金、年金と一時金の併用可能</li> <li>・死亡一時金 死亡したときは、一時金で遺族が受給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老齢給付金 年金は公的年金等の雑所得扱い 一時金は退職所得扱い</li> <li>・障害給付金 年金、一時金とも非課税</li> <li>・死亡一時金 他の退職手当金等と合算して相続税の対象 非課税限度額(=500万円×法定相続人の数)</li> </ul>

# ＜確定拠出年金に係る注意事項＞

項目	内容
運用リスク	<ul style="list-style-type: none"><li>・掛金とその積立金の運用リスクは、加入者自身が負担</li><li>・運用が上手くいかない場合、受取金額が掛金の総額を下回ることもある</li></ul>
運用商品	<ul style="list-style-type: none"><li>・運用商品は、金融機関等が提示するプランごとに異なる</li><li>・投資信託の販売手数料はないが、信託報酬は負担。商品により解約時に信託財産留保額が差し引かれる</li></ul>
老齢給付金の受給制限	<ul style="list-style-type: none"><li>・60歳時点で通算加入期間が10年未満の場合、次の年齢での受け取りとなる 8年以上加入⇒61歳から、6年以上加入⇒62歳から、4年以上加入⇒63歳から、2年以上加入⇒64歳から、2年未満⇒65歳から</li></ul>
引き出しの制限	<ul style="list-style-type: none"><li>・60歳までは積立金(個人別管理資産といいます)を引き出すことができない</li><li>・ただし、一定の条件を満たす場合(積立金が少額であること、掛金拠出期間が短いことなど)引き出しが可能</li></ul>
手数料	<ul style="list-style-type: none"><li>・加入時、加入期間中、受給時に一定の手数料がかかる。</li><li>・手数料はプランごとに異なるので、各金融機関が提供するプランの比較が必要</li></ul>
プランの変更	<ul style="list-style-type: none"><li>・別の金融機関等のプランに変更が可能</li><li>・ただし、商品をすべて解約し現金化してから別のプランに移換する必要がある</li><li>・また別途手数料がかかる</li></ul>

# ＜確定拠出年金は税制優遇制度＞

商品・制度	資金を出した時	利益が出た時(復興特別所得税含む)
預貯金	—	・利子に対し20.315%課税
公社債 投資信託	—	・利金・分配金に対し20.315%課税 ・譲渡益に対し20.315%課税
年金保険	・生命保険料控除の対象 所得税では保険料の4万円まで 地方税では2.8万円まで	・雑所得(=総収入金額-必要経費)として総合課税
確定拠出年金制度	・掛金は全額所得控除の対象 (ただし掛金限度額あり)	・利子・分配金・譲渡益とも全て非課税
財形貯蓄制度	—	・年金財形・住宅財形は、元利合計550万円までの利子等は非課税(保険型は元本385万円まで) ・一般財形の利子等は20.315%課税
NISA	—	・配当金・分配金・譲渡益が非課税

# <DC法改正で利便性が大きく向上>

改正内容	施行期日
<input type="checkbox"/> 個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度 ・従業員100人以下の中小企業に限定 ・個人型DC加入の社員のために、事業主が掛金を上乗せ拠出することが可能になる	公布から2年以内
<input type="checkbox"/> 個人型DCについて加入者範囲を拡大 ・企業年金のある会社員、公務員等、第3号被保険者も加入可能 ・企業型DC加入者については、規約に定めた場合に限り個人型にも加入可能	平成29年1月1日
<input type="checkbox"/> 企業型DC 中小企業向けの簡易型DCを創設 ・従業員100人以下の中小企業に限定 ・設立手続きを大幅に簡素化した制度を創設し、導入を促す	公布から2年以内
<input type="checkbox"/> 企業型DC 掛金拠出の制限を月単位から年単位へ変更 ・掛金拠出の規制を月額5.5万円から年額66万円に変更 ・使い残し枠について、賞与での一括拠出が可能になる	平成29年1月1日
<input type="checkbox"/> 年金資産のポータビリティを拡充 ・個人型DC ⇒ 確定給付企業年金への資産移換が可能 ・企業型DC ⇒ 確定給付企業年金、中退共への資産移換が可能	公布から2年以内

# 年金 個人事業者が知っておきたい3つこと

## ①公的年金の支給額は減少

- ・平成27年マクロ経済スライドが発動され、今後年金支給額は減少する可能性があります。
- ・国民年金を満額受給できない場合、後納、追納、任意加入で受給額を増やすことが可能です。

## ②自分で作る年金

- ・国民年金の上乗せとして、付加保険料、国民年金基金、小規模企業共済、個人型確定拠出年金などの制度があります。
- ・これらは、掛金が全額所得控除になるなど、税制面で非常に有利です。

## ③個人型確定拠出年金の優位性

- ・低金利下で国民年金基金、小規模企業共済の利回り面の利点が少なくなっています。
- ・個人型確定拠出年金は、「掛金総額＋運用収益」が支給原資となる年金制度です。運用次第では効率よく年金作りが可能です。

## (データ出所)

以下の文献のデータから当研究所が作成

- ・厚生労働省 平成25年就労条件総合調査  
確定拠出年金の施行状況  
平成26年国民生活基礎調査  
年金のポイント 平成25年、平成26年、平成27年  
確定拠出年金法等の一部を改正する法律案
- ・総務省 家計調査報告 高齢夫婦無職世帯の家計収支(2015年)
- ・日本年金機構 国民年金に関する各種資料
- ・国民年金基金連合会 国民年金基金に関する各種資料
- ・(独)中小企業基盤整備機構 小規模企業共済に関する各種資料

## (免責事項)

本資料は、当研究所が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成していますが、これらの情報が完全、正確であるとの保証はいたしかねます。本資料は、お客様に対して税金・法律・投資上のアドバイスを提供する目的で作成されたものではありません。本資料にある情報をいかなる目的で使用される場合におきましても、お客様の判断と責任において使用されるものであり、本資料にある情報の使用による結果について当研究所が責任を負うものではありません。本資料は当研究所の著作物です。本資料のいかなる部分についても電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願いいたします。





## 株式会社コンシリウス

website [www.kinyuchishiki.jp](http://www.kinyuchishiki.jp)

Email [pikapikaskyland@gmail.com](mailto:pikapikaskyland@gmail.com)